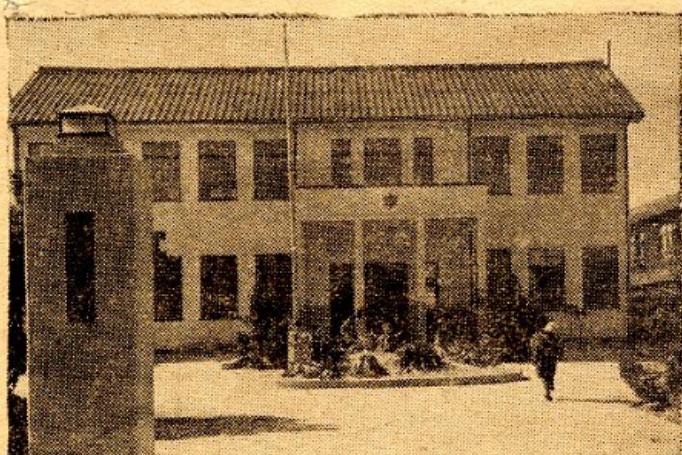




## 國民健康保険事業の概要

I、職域保険の被扶養者を暫定的に除外する。  
2、保険給付の割合を八割四割、その他を五割負担とする。  
3、療養担当者の協力を得て一件当たり診療点数を五七点利用率を一九%として療養給付金を計上する。  
4、保険料を平均一割五分増徴する(増徴によつて生ずる中間算額を是正するため月額最高一、二五〇円を一、五〇〇円に引上げる。)  
5、以上の方法を以てしても尚收支のバランスが取れないため不足額を一般会計より繰入する。  
6、保険料徴収の完璧を期す。



新装なつた市民病院

## 市民病院概要

市立鳥取市民病院は市民の希求に應へて昭和二十一  
年四月十五日元郡は製絲工場を轉用して創業を開始し  
てより約五ヶ年を経て今日に至りましたがその間凡ゆ  
る機会を得て施設の改善工事と夫をこちら又起債その他の  
財源を求めては新醫療法に指示される施設、器具機械  
の整備充實を期して絶ゆまざる努力を盡し他に比べて  
十一年には多年の懸案である市立傳染病院を本病院構  
内に移転新築して病床二十二

鳥取市選舉管理委員會告示第九號

時和二十七年二月二十七日

烏斯市選舉管理委員會委員長  
松久常藏

鳥取市選舉管理委員會告示第十號

昭和二十七年三月四日

烏取市選舉管理委員會委員長  
松久常蔵

政治資金規正法第二十條の規定により同要旨の公表の規定による定期報告書規定による報告書を受理した。その要旨は次の通りである  
一、種類 政治資金規正法第十二條の規定による報告書  
二、期間 自昭和二十六年九月一日至昭和二十六年十二月三十一日  
（第三回定期報告）

### 三、報告書の要

一  
半  
千  
円  
一  
半  
五  
百  
円  
支  
出  
一  
半  
千  
円  
一  
半  
五  
百  
円  
報  
告  
書

輶地圖自山勞  
支司

卷之三

友

九六〇  
三七五  
二二八〇  
一九四〇七

民 主 青 年 協 議 會	日本共產黨因幡地區鳥取第三細胞	鳥取縣農業聯合組合連合會職員農政研究會	報告書受理年月日
島 取 縣 農 業 團 休 協 議 會	島取縣農業團休協議會	鳥取縣高等學校教職員組合	日本社會主義者聯合會
日 農 鳥 取 縣 東 部 地 區 連 合 會	日農鳥取縣東部地區連合會	鳥取縣支那新開細胞	日本共產黨因幡地區
日 農 鳥 取 縣 連 合 會	日農鳥取縣連合會	鳥取縣小學校教職員組合	日本社會主義者聯合會
日農鳥取縣連合會鳥取市支部	島取縣海外殘留同胞引揚促進同盟	島取縣支那新開細胞	日本共產黨因幡地區
日本共產黨因幡地區委員會	大韓民國居留民團鳥取支部	島取縣支那新開細胞	日本社會主義者聯合會
日本共產黨鳥取縣委員會	救國青年連盟鳥取縣本部	島取縣支那新開細胞	日本社會主義者聯合會



上程議案

市議會だより

- 

午後四時五十分再開付議案について質疑應答があつて、西川議員より市営住宅條例の制定については教育民生委員会に付託するよう提案がありまして満場異議なくこれを委員会付託し残り十五議案を多数により可決午後十一時散会しました。(第三日、二月二十三日)至(第六日、二月二十六日)(第七日、二月二十七日)

午後二時二十五分再会、特別委員会の委員長に選任されました足立議員より休会中に審議した結果電力審議委員会設置條例はこれを否決する旨左記のような報告がありますて、議会は多数をもつて委員長報告通りこれを否決しました。

### 特別委員長報告書

昭和二十七年二月二十七日  
鳥取市電力対策委員会設置條例制定審査特別委員会  
委員長 足立益二  
鳥取市議会議長  
西尾紘平殿

議案第一八號 鳥取市電力対策委員会設置條例制定の直接請求について  
昭和二十七年二月二十四日の本市議会において付託された標記議案は、本委員会において審査の結果在記理由によりこれを否決するに決したので報告する。

電力対策委員会設置條例を制定することは、市長の意見書に示す反対理由も本案の意図を十分察知し條例案に記載されているような事態の発生した場合は、速かに同法第十四條第一項の規定に違反するものと認められるのでこれを否決した。  
尙、本委員会は、本案を否決するに當つて市長に対し左記勧告する。

勧告  
直接請求による本條例案は市民の意圖するところが多分に盛られてあるので、この意圖を十分察知し條例案に記載されているような事態の発生した場合は、速かに市民の蒙つた損害を調査し、公益事業委員会に対し苦情の舉立を爲すべきである。

一、鳥取市電力対策委員会 設置條例制定請求の要旨  
産業の動脈であり、家庭生活の光である電力事業は、がい間電力会社によつて、とり占められて來た。需要者であるわれわれの電力問題に対する切実な叫びは、いつも無視されふみにじらされて來た。電力会社の経営方針がよくないと、産業も国民生活もひどい迷惑をうけることはいうまでもない。こんど行はれた停電が、鳥取市の産業や市民生活もばかり知れない損害を与えたことは明かである。また電気料金の大福値上なども、地方産業と市民生活をより近く実施されるらしい電気料金の大幅値上なども、地元電力会社からどんどんにいためつけられても、常に泣寝入りして來た、しかしわれわれはもう泣寝入りする生活権侵害に対しても、電力需要者ではできない。電力需要者である全市民がうつて一丸となり、電力会社の市民に対する設置し、これを先頭にして第一線には、鳥取市長に立つてもらいたいし、また市議会も市長と協力して献身的に市民に奉仕してほししいものである。市内の商店労働者も農各階層も、進んでこの運動に参加し統一した強い力をもつて、独占資本に対する抗争をしなければならない。

鳥取市では鳥取を菊の名所にすることを目的とし、秋芳会の組織改めて左記のようにいたしました。

鳥取秋芳会

会則

(昭和二七、一、二九改正)

一、本会は菊花の鑑賞と栽培の普及発達を國り生文化の向上と観光に寄り併せて会員相互の親交を図るを以て目的とする。

二、本会は其の目的を達する爲め左の事業を行う。

(1) 生花用菊花の生産増と販売斡旋及び品種改良

(2) 優秀種苗の輸送及諸料の共同購入、配布

(3) 菊花展及品評会の開催

(4) 講習会、研究会、座会及観察会の開催

(5) 其の他必要な事項

四、本会に左の役員をおとす。

会長一名副会長二名

理事若干名会長、副会長は理事会で推举し總会に諮り、出席者總意を以て決する。

理事は總会に於て会員相互の互選とし、欠員を生じた時は次の總で補欠選舉する。

五、会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、重任を妨げない。役員の任期は各二年とし、正会員同好者で規理する。

六、本会の会員を左の如き正会員、贊助会員、本会の会費を拠出するもので推薦したもの

指導講座  
午後二時より  
町 医師會館  
人教室中島精教授  
化室・市民病院  
人団体協議会  
迎聽講料無料